

平成21年度公共事業再評価に係る評価書

土木部及び農林水産部所管事業（20事業）	・・・ 1
企業局所管事業（仙南工業用水道事業）	・・・ 4

評 価 書

平成 21 年 11 月
宮 城 県

平成 21 年度公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

- ① 一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業
- ② みやぎ県北高速幹線道路整備事業（I 期）
- ③ 主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
- ④ 主要地方道河南築館線 松崎道路改良事業
- ⑤ 一般県道半田山下線 小平道路改良事業
- ⑥ 広域河川 白石川（荒川）河川改修事業
- ⑦ 広域河川 増田川（川内沢川）河川改修事業
- ⑧ 津谷川総合流域防災事業
- ⑨ 真野川（上流）総合流域防災事業
- ⑩ 洞堀川総合流域防災事業
- ⑪ 侵食対策事業 大曲海岸
- ⑫ 南野尻沢 2 通常砂防事業
- ⑬ 大沢川火山砂防事業
- ⑭ かんがい排水事業（迫川上流地区）
- ⑮ かんがい排水事業（迫川上流 3 期地区）
- ⑯ かんがい排水事業（大崎西部 2 期地区）
- ⑰ 経営体育成基盤整備事業（田尻西部地区）
- ⑱ 経営体育成基盤整備事業（敷玉西部地区）
- ⑲ 経営体育成基盤整備事業（北上地区）
- ⑳ 湛水防除事業（槻木地区）

2 事業の概要

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法

「事業の進捗状況」、「事業を巡る社会情勢の変化」、「代替案の可能性の検討」、
「コスト縮減の状況」、「費用対効果分析」の項目で効果を把握した。

4 評価の経過

平成21年 4月13日	宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第1回）開催
平成21年 6月 3日	「行政活動の評価に関する条例」第5条の書面を作成し、政策・財政会議にて県の対応方針案を決定して、行政評価委員会に諮問
平成21年 6月 3日 ～ 7月 2日	同条例第9条に基づく県民意見聴取
平成21年 6月17日	宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第2回）開催
平成21年 7月22日	宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第3回）開催
平成21年 8月10日	宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第4回）開催
平成21年10月23日	宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第5回）開催
平成21年11月13日	宮城県行政評価委員会及び同公共事業評価部会より答申

5 行政評価委員会の意見

対象20事業を「事業継続」とした県の評価に対し、すべて妥当とした。事業の実施に関する意見は、次のとおり。

（1）審議対象事業の実施に関する意見

①一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業

事業の効率性が高く、大きな事業効果を見込めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めること。

（2）今後の事業の実施に関する意見

農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても実施すること。

（3）今後の公共事業再評価の実施に関する意見

事業の効率性を審議するうえで重要な指標である残事業B/Cを算出し、再評価調書へ記載すること。

6 評価の結果

以下の事業を継続する。

- ① 一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業
 - ② みやぎ県北高速幹線道路整備事業（Ⅰ期）
 - ③ 主要地方道丸森柴田線 坂津田道路改良事業
 - ④ 主要地方道河南築館線 松崎道路改良事業
 - ⑤ 一般県道半田山下線 小平道路改良事業
 - ⑥ 広域河川 白石川（荒川）河川改修事業
 - ⑦ 広域河川 増田川（川内沢川）河川改修事業
 - ⑧ 津谷川総合流域防災事業
 - ⑨ 真野川（上流）総合流域防災事業
 - ⑩ 洞堀川総合流域防災事業
 - ⑪ 侵食対策事業 大曲海岸
 - ⑫ 南野尻沢2通常砂防事業
 - ⑬ 大沢川火山砂防事業
 - ⑭ かんがい排水事業（迫川上流地区）
 - ⑮ かんがい排水事業（迫川上流3期地区）
 - ⑯ かんがい排水事業（大崎西部2期地区）
 - ⑰ 経営体育成基盤整備事業（田尻西部地区）
 - ⑱ 経営体育成基盤整備事業（敷玉西部地区）
 - ⑲ 経営体育成基盤整備事業（北上地区）
 - ⑳ 湛水防除事業（槻木地区）
- （以上20事業）

評価の結果の詳細は、別紙2のとおり。

なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

（1）審議対象事業の実施に関する意見

①一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業

土砂の搬出等について、関連する事業との調整を一層綿密に実施し、効率的な整備を行うよう努める。

（2）今後の事業の実施に関する意見

農業農村整備事業

経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用等の普及、指導についても実施するよう努める。

（3）今後の公共事業再評価の実施に関する意見

公共事業再評価対象事業における残事業B/Cについては、再評価調書の様式を変更し、記載することとする。

評 価 書

平成 22 年 1 月
宮 城 県

平成 21 年度に実施した仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

- 1 対象事業名
仙南工業用水道事業
- 2 事業の概要
別紙のとおり。
- 3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法
「事業の進捗状況」、「事業を巡る社会経済情勢等の変化」、「代替案の可能性の検討」、「コスト縮減の状況」、「費用対効果分析」の項目で効果を把握した。
- 4 評価の経過
平成21年11月24日 「行政活動の評価に関する条例」第5条の書面を作成し、政策・財政会議にて県の対応方針案を決定して、行政評価委員会に諮問
平成21年11月26日 同条例第9条に基づく県民意見聴取
～12月25日
平成22年 1月12日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第6回）開催
平成22年 1月18日 宮城県行政評価委員会及び同公共事業評価部会より答申
- 5 行政評価委員会の意見
対象事業を「事業中止」とした県の評価に対し、妥当とした。
事業の実施に関する意見は、次のとおり。

今後の事業の実施に関する意見

工業用水道事業

事業計画策定においては、将来需要予測について、より一層、綿密な分析を行うとともに、社会経済情勢等の把握に努め、計画変更等が必要と判断される場合には、迅速な対応を行うこと。

6 評価の結果

仙南工業用水道事業を中止する。

評価の結果の詳細は、別紙のとおり。

なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

事業計画策定における工業用水の将来需要予測については、その精度が事業の実施及び経営に大きな影響を与えることから、供給予定区域における既存企業の動向や工業団地の計画等について、より一層、綿密な分析を行うこととする。また、事業実施においては、社会経済情勢等の把握に努め、計画変更等が必要と判断される場合には、迅速かつ的確に対応することとする。